

令和3年度 第3回 地域密着型サービスに関する会議 会議要旨

1 議事

議事

- (1) 地域密着型サービス事業所の新規指定について
- (2) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

2 開催方法

オンライン会議

3 構成員

構成員 中野代表、中村副代表、野村構成員、丸林構成員、森野構成員

4 会議の非公開理由

会議は、不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項について意見交換するため、非公開とする。

5 会議の内容

議事1 地域密着型サービス事業所の新規指定について

(1) 書面説明

地域密着型通所介護 1 事業所

(2) 主な構成員意見

- ・運営する事業所が指導監査の指摘・指導を受けた場合は、早急に改善し、再発の防止に努めること。
- ・地域密着型サービス事業所概要に記載されていることを実践し、介護サービスの質の向上と確保に努めること。
- ・地域との連携については、事業所から積極的に行い、地域との交流に努めること。
- ・運営推進会議の開催にあたっては、利用者やその家族、地域住民の代表者などに対し、積極的かつ継続的に参加の呼びかけを行うこと。
- ・指定までの間も地域住民への説明を継続的に行い、事業の内容や事業所の運営についての理解と協力を得られるよう努めること。
- ・他の事業所とも情報交換や連携を行い、円滑で安定的な事業運営を目指すこと。
- ・感染症対策（特に新型コロナウイルス感染症対策）をしっかりと行うこと。

※ 1 事業所については新規指定に適していると判断する。

議事2 地域密着型サービス事業所の指定更新について

(1) 書面説明

対象の7事業所について説明。

地域密着型通所介護	3事業所
小規模多機能型居宅介護	1事業所
認知症対応型共同生活介護	3事業所

(2) 主な構成員意見

議事1の意見に加えて以下の意見が出された。

- ・地域との連携については、事業所から積極的に行い、地域との交流に努めること。
また、非常災害時に備え、外部との連携については地域だけでなく関係機関との連携にも努めること。
- ・非常災害に関する具体的計画については、それぞれの事業所に応じたものを、各事業所で作成し、それを確認していくことが必要。

※7事業所については指定更新に適していると判断する。